

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	使用料及び賃借料(事務所賃借料・H31.4月～R1.9月分、56,570×6ヶ月)	339,420	9/10	305,478
毎月払	使用料及び賃借料(事務所賃借料・R1.10月～R2.3月分、57,610円×6ヶ月)	345,660	9/10	311,094
5/30	管理運営費(電気料金・H31.4月分)	2,478	9/10	2,230
6/19	管理運営費(電気料金・R1.5月分)	2,490	9/10	2,241
7/8	管理運営費(電気料金・R1.6月分)	2,956	9/10	2,660
7/19	管理運営費(電気料金・R1.7月分)	2,325	9/10	2,092
8/20	管理運営費(電気料金・R1.8月分)	3,298	9/10	2,968
10/11	管理運営費(電気料金・R1.9月分)	2,805	9/10	2,524
11/8	管理運営費(電気料金・R1.10月分)	2,573	9/10	2,315
12/12	管理運営費(電気料金・R1.11月分)	2,512	9/10	2,260
12/18	管理運営費(電気料金・R1.12月分)	2,508	9/10	2,257
2/10	管理運営費(電気料金・R2.1月分)	2,923	9/10	2,630
3/4	管理運営費(電気料金・R2.2月分)	2,283	9/10	2,054
3/30	管理運営費(電気料金・R2.3月分)	2,811	9/10	2,529
6/19	管理運営費(水道料金H31..4月分)	1,303	9/10	1,172
毎月払	管理運営費(水道料金・R1.5～7月分 1,248×3ヶ月)	3,744	9/10	3,369
10/11	管理運営費(水道料金・R1.8月分)	1,303	9/10	1,172
11/8	管理運営費(水道料金・R1.9月分)	1,248	9/10	1,123
12/18	管理運営費(水道料金・R1.10月分)	1,303	9/10	1,172
1/10	管理運営費(水道料金・R1.11月分)	1,248	9/10	1,123
2/10	管理運営費(水道料金・R1.12月分)	1,326	9/10	1,193
3/16	管理運営費(水道料金・H31.1月分)	1,270	9/10	1,143
4/10	管理運営費(水道料金・H31.2月分)	1,326	9/10	1,193
事務所費 充当合計				657,992

事務所費充当状況申告票

議員名 上原章

1. 事務所の状況

住所	那覇市金城2-11-4 イゾ - 1301号
----	------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	9/10
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動として使用しています。後援会活動等には使用していません。しかしながら、月1、2件程度の後援会関係者からの問い合わせや訪問があるため、社会常識を鑑み、9/10を充当割合とする。

(関係経費)

家賃(月額)	56,570	円
その他	礼金	0 円
	仲介手数料	0 円

(充当額)

家賃(月額)	50,913	円
その他	礼金	0 円
	仲介手数料	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上原章



令和元年9月5日

上原章事務所 御中

有限会社エナジー
代表取締役 高良謙作
沖縄県那覇市金城2-11-4
TEL: 098-859-0008

消費税増税による賃料変更のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることになりましたが、この増税により、ご貸借いただいております物件の賃料に対する消費税に関しましても、誠に勝手ながら下記の通り10%に変更させて頂くこととなりましたので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

所在：那覇市金城2-11-4

物件名	賃料 (消費税抜)	従来の賃料 (消費税8%)	増税後の賃料 (消費税10%)
エナジー I 301号室	52,380円	56,570円	57,610円

※9月25日お支払いの10月分賃料より変更となります。

(10円未満は切捨て)

以上

事業用賃貸借契約書

物件名 エナジー1 301号室

期間 自 平成26年4月1日
至 平成28年3月31日

貸主 有限会社エナジー 様

借主 上原 章 様

有限会社 エナジー

〒901-0155 沖縄県那覇市金城2丁目11番地4

tel 098-859-0003

fax 098-859-0457

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 有限会社エナジー（以下「甲」という。）と借主 上原 章（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	エナジー1		3階 301号室 区画番号 ()	
	所在地	(建物表示) 那覇市金城2-11-4 (登記簿)			
	構造	鉄筋コンクリートブロック造/コンクリート・陸屋根/(5)階建/全(48)戸			
	種類	店舗・事務所・共同住宅	新築年月	平成9年4月	
	面積	43㎡			
賃貸方法	一般借家契約				
附属施設					

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

平成 26年 4月 1日 から 平成 28年 3月 31日まで (2年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額56,570円 (内消費税等 4,190円)	共益費	月額0円 (内消費税等 0円)	駐車料	1台無料
敷 金	金55,000円	礼 金	なし	退去時 清掃代	
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月25日まで			
賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 上原 章
	(自宅) TEL 858-6789
	(勤め先) TEL - - (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社エナジー
	住所 那覇市金城2-11-4

管理業者	商号又は名称 有限会社エナジー
所在地	沖縄県那覇市金城2丁目11番地4 TEL098(859)0003

賃貸不動産管理業協会会員番号	※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
----------------	------------------------

管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	---

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 更新に関する事項

契約期間満了に際し甲乙から何等申し出がないときは、同一条件をもって2年間更新されたものとする。その際、連帯保証人は、引き続きその責を負うものとする。その後の更新も同様とする。

頭書(8) 特約事項

第1条 乙は車庫証明を取得する際、車庫証明保証金として30,000円、車庫証明発行手数料として5,000円(消費税別)を管理者に差し入れるものとし、乙が車庫証明を抹消・移転し、その根拠となる書類を管理者に提出した後、管理者はすみやかに乙に保証金30,000円を返還する。

第2条 乙は、退去時に際し、専門業者によるハウスクリーニング代、エアコン内部洗浄代、原状回復費等の費用を負担する。尚、乙は甲が指定する業者をもって、原状回復及び修繕等の発注を行うことに意義を申立てないものとする。

第3条 本契約において、連帯保証人は不要となり、第17条(A)(B)の条文を削除するものとする。

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲・貸主	氏名 有限会社エナジー 代表取締役 高良 謙隆	TEL 098(859)0003
	住所 沖縄県那覇市金城2丁目11番地4	
乙・借主	会社名	TEL 098(859)6789
	代表者名 上原 章	
	住所 那覇市字米原5-28-38	〒112-7402
連帯保証人	氏名	TEL ()
	住所	
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	有限会社エナジー	商号又は名称	
	代表者の氏名	高良 謙隆	代表者の氏名	印
	主たる事務所所在地・TEL	那覇市金城2-11-4 098-859-0003	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	沖縄県知事(2)第3986号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	平成25年10月16日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名	印
	登録番号	沖縄県知事 第6400号	登録番号	知事 第 号
	業務に従事する事務所名	有限会社エナジー	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地	那覇市金城2-11-4 TEL 098-859-0003	事務所所在地	TEL

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(3)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく、~~当該保証金~~の保証金より償却費として解約時賃料の ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければ

ならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
 - 五 暴力団員に本物件を使用させること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第9条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - 二 その他費用が軽微な修繕。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかか

わらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第7条又は第8条の規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止。
 - 六 破産手続きの開始。
 - 七 民事再生手続きの開始。
 - 八 会社更生手続きの開始。
 - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなす。
- 一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき
 - 五 乙らが第7条第7項第4号又は第5号の規定に違反したとき
 - 六 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき

(乙からの解約)

第11条 乙は、甲に対して1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第15条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、督促手数料2,000円と併せて、年(365日あたり) 1.4.5 %の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第17条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(保証)

第17条 (B) 本契約は、 が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。

2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。

3 乙が前項の手続きを採らない場合その他乙の責に帰する事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。

4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第18条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責

事務所費

を負わないものとする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第21条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

充当金額 7152,739-
充当割合 9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

使用料及び賃借料 (事務所賃借料 H31.4~R1.6月)

領収証

上原章事務所

様

No.

金額

¥56,570-

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等 (%)

コクヨ ワケ-02

但し、エナジ I301号室 4月分賃料として

H31年 4月 4日 上記正に領収いたしました

有限会社 エナジ

沖縄県那覇市金城2丁目11番地04

TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457



領収証

上原章事務所

様

No.

金額

¥56,570-

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等 (%)

コクヨ ワケ-02

但し、エナジ I301号室 5月分賃料として

H31年 4月 26日 上記正に領収いたしました

有限会社 エナジ

沖縄県那覇市金城2丁目11番地04

TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457



領収証

上原章事務所

様

No.

金額

¥56,570-

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等 (%)

コクヨ ワケ-02

但し、エナジ I301号室 6月分賃料として

令和元年 5月 31日 上記正に領収いたしました

有限会社 エナジ

沖縄県那覇市金城2丁目11番地04

TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457



充当金額 ¥152,739-

経費区分 (事務所費)

充当割合 9/10

政務活動以外の使用も含むため

使用料及び賃借料 (事務所賃借料 R1.7~9月分)

領 収 証

上原章事務所

様 No. _____

金額

¥56,570

内 訳

現金

但し、エナジ-130号 7月分賃料として

小切手

令和元年 7月 3日 上記正に領収いたしました

手形

消費税額等 (%)

コクヨ ワケ-92



有限会社 エナジ

沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4

TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457

領 収 証

上原章事務所

様 No. _____

金額

¥56,570-

内 訳

現金

但し、エナジ-I 301号室 8月分賃料として 収入印紙

小切手

令和元年 7月 31日 上記正に領収いたしました

手形

消費税額等 (%)

コクヨ ワケ-92



有限会社 エナジ

沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4

TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457

領 収 証

上原章事務所

様 No. _____

金額

¥56,570-

内 訳

現金

但し、エナジ-I 301号室 9月分賃料として

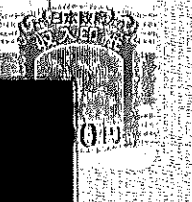
小切手

令和元年 8月 26日 上記正に領収いたしました

手形

消費税額等 (%)

コクヨ ワケ-92



有限会社 エナジ

沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4

TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457

充当金額 ¥155,547-

経費区分 (事務所費)

充当割合 9/10

政務活動以外の使用も含むため

使用料及び賃借料 (事務所賃借料 R1.10~(2月分))

領収証 上原章事務所 様 No. _____

金額

¥57,610-

内訳

現金 _____

小切手 / _____

手形 / _____

消費税額等 (%) _____

但し、エナジ 1301号室 10月分賃料として、
 令和元年10月2日 上記正に領収いたしました



有限会社 エナジ
 沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
 TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457

コクヨ ウケ-92

領収証 上原章事務所 様 No. _____

金額

¥57,610-

内訳

現金 _____

小切手 / _____

手形 / _____

消費税額等 (%) _____

但し、エナジ 1301号室 11月分賃料として、
 令和元年11月2日 上記正に領収いたしました



有限会社 エナジ
 沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
 TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457

コクヨ ウケ-92

領収証 上原章事務所 様 No. _____

金額

¥57,610-

内訳

現金 _____

小切手 / _____

手形 / _____

消費税額等 (%) _____

但し、エナジ 1301号室 12月分賃料として、
 R1年11月29日 上記正に領収いたしました



有限会社 エナジ
 沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
 TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457

コクヨ ウケ-92

上原・R1年度

充当金額 155,547-
充当割合 9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため 使用料及び賃借料(事務所賃借料 R2 1~3月分)

領 収 証

上原章事務所

様 No. _____

金額

¥57,610-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但し、エナジ-1301号室1月分賃料として

収入印紙

令和元年12月26日 上記正に領収いたしました

有限会社 エナジ

沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457

コクヨ ウケ-92

領 収 証

上原章事務所

様 No. _____

金額

¥57,610-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但し、エナジ-1301号室2月分賃料として

R2年1月27日 上記正に領収いたしました

有限会社 エナジ

沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457

コクヨ ウケ-92

領 収 証

上原章事務所

様 No. _____

金額

¥57,610-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但し、エナジ-1301号室3月分賃料として

収入印紙

令和2年3月4日 上記正に領収いたしました

有限会社 エナジ

沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
TEL 098(859)0003・FAX 098(859)0457

コクヨ ウケ-92

充当金額

充当割合

9/10

政務活動以外の使用も含むため

経費区分 (事務所費)

管理運営費 (電気料金 H214-D
R1.6A分)

電気料金払込受領証

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 5月分

領収金額 **2,490 円**

料金 2,225 円
再エネ賦課金 265 円

[再掲]
消費税等相当額 184 円
燃料費調整額 27.90 円

ご使用量 80 kWh

*金額を訂正したものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	6月14日	07,300 印
金融機関 取扱期限日	6月24日	9,619
コンビニ等 取扱期限日	7月4日	那覇市役所前 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥ 2,241-

電気料金払込受領証

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
平成 31年 4月分

領収金額 **2,478 円**

料金 2,223 円
再エネ賦課金 255 円

[再掲]
消費税等相当額 183 円
燃料費調整額 71.24 円

ご使用量 88 kWh

*金額を訂正したものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	5月18日	07,300 印
金融機関 取扱期限日	5月24日	8,530
コンビニ等 取扱期限日	6月4日	那覇市役所前 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥ 2,230-

電気料金払込受領証

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 6月分

領収金額 **2,964 円**

料金 2,635 円
再エネ賦課金 321 円
延滞利息額 8 円

[再掲]
消費税等相当額 218 円
燃料費調整額 9.84 円

ご使用量 109 kWh

*金額を訂正したものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	7月18日	120 印
金融機関 取扱期限日	7月26日	19,708
コンビニ等 取扱期限日	8月7日	那覇市役所前 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥ 2,660-

充当金額

充当割合 9/10

政務活動以外の使用も含むため

経費区分 (事務所費)

管理運営費 (電気料金R1.7~9A台)

電気料金払込受領証

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 8月分

領収金額 **3,298 円**

料金 2,942 円
再エネ賦課金 356 円

【再掲】
消費税等相当額 244 円
燃料費調整額 41.15 円

ご使用量 121 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A.ご依頼人控)

支払期日	9月17日	07368 19.7.19 REXX RYURO STATION 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	9月27日	
コンビニ等 取扱期限日	10月7日	

小塚中学校前
ファミリーマート

神崎電力株式会社
那覇支店

¥2,968-

電気料金払込受領証

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 7月分

領収金額 **2,325 円**

料金 2,078 円
再エネ賦課金 247 円

【再掲】
消費税等相当額 172 円
燃料費調整額 15.92 円

ご使用量 84 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A.ご依頼人控)

支払期日	8月14日	07368 19.7.19 REXX RYURO STATION 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	8月23日	
コンビニ等 取扱期限日	9月3日	

神崎電力株式会社
那覇支店

¥2,092-

電気料金払込受領証

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 9月分

領収金額 **2,805 円**

料金 2,505 円
再エネ賦課金 300 円

【再掲】
消費税等相当額 207 円
燃料費調整額 37.76 円

ご使用量 102 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A.ご依頼人控)

支払期日	10月16日	07368 19.10.11 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	10月25日	
コンビニ等 取扱期限日	11月5日	

神崎電力株式会社
那覇支店

¥2,524-

充当金額

充当割合

9/10

政務活動以外の使用も含むため

経費区分 (事務所費)

管理運営費(電気料金 R1 10~12月分)

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 1年11月分

領収金額 **2,512 円**

料金 2,244 円
再エネ賦課金 268 円

〔再掲〕
消費税等相当額 228 円
燃料費調整額 -17.28 円

ご使用量 91 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月16日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月26日	07368
コンビニ等 取扱期限日	1月 5日	19.12.12
沖縄電力株式会社 那覇支店		収入印紙貼付欄

¥ 2,260 -

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 1年10月分

領収金額 **2,573 円**

料金 2,296 円
再エネ賦課金 277 円

〔再掲〕
消費税等相当額 180 円
燃料費調整額 8.49 円

ご使用量 94 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月15日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	11月25日	07368
コンビニ等 取扱期限日	12月 5日	19.11.08
沖縄電力株式会社 那覇支店		収入印紙貼付欄

¥ 2,315 -

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 1年12月分

領収金額 **2,508 円**

料金 2,237 円
再エネ賦課金 271 円

〔再掲〕
消費税等相当額 228 円
燃料費調整額 -48.67 円

ご使用量 92 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月15日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	1月24日	19.12.18
コンビニ等 取扱期限日	2月 4日	登録入口 ファミリーマート
沖縄電力株式会社 那覇支店		収入印紙貼付欄

¥ 2,259 -

充当金額

経費区分 (事務所費)

充当割合

9/10

政務活動以外の使用も含むため

管理運営費(電気料金) R2.1(～3月分)

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 2月分

領収金額 2,283 円

料金 2,036 円
再エネ賦課金 247 円

[再掲]
消費税等相当額 207 円
燃料費調整額 -63.82 円

ご使用量 84 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月18日	日 附 印 72316 20.3.04 那覇西高校前 ファミリーマート 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	3月27日	
コンビニ等 取扱期限日	4月7日	
沖縄電力株式会社 那覇支店		

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 1月分

領収金額 2,923 円

料金 2,802 円
再エネ賦課金 321 円

[再掲]
消費税等相当額 265 円
燃料費調整額 -71.97 円

ご使用量 108 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月20日	日 附 印 07297 20.2.10 国立創道前 ファミリーマート 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	2月28日	
コンビニ等 取扱期限日	3月11日	
沖縄電力株式会社 那覇支店		

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 3月分

領収金額 2,811 円

料金 2,502 円
再エネ賦課金 309 円

[再掲]
消費税等相当額 255 円
燃料費調整額 -79.78 円

ご使用量 105 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月15日	日 附 印 07287 20.3.30 那覇西高校前 ファミリーマート 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	4月24日	
コンビニ等 取扱期限日	5月5日	
沖縄電力株式会社 那覇支店		

充当金額

充当割合 9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため

管理報酬費 (水道料金 令和1年4月~ R1.6月分)

71,172-

71,123-

71,123-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 0503-610-07 平成31年 4月分
令和1年 6月 5日 発行

水道名義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジ-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		1 m ³
下水道使用水量		1 m ³

上水道料金	675 円 (税込み)
下水道使用料	628 円 (税込み)
合計金額	1,303 円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和1年 6月20日

取納代行 地銀物リ-オ-7-7 那覇市上下水道事業管理事務所
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納係

領収日 9.6.19

上地 英本 様

那覇市上下水道局 (お客様控)

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 0503-610-07 令和1年 5月分
令和1年 7月 5日 発行

水道名義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジ-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		0 m ³
下水道使用水量		0 m ³

上水道料金	620 円 (税込み)
下水道使用料	628 円 (税込み)
合計金額	1,248 円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和1年 7月22日

取納代行 地銀物リ-オ-7-7 那覇市上下水道事業管理事務所
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納係

領収日 19.7.19

上地 英本 様

那覇市上下水道局 (お客様控)

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 0503-610-07 令和1年 6月分
令和1年 8月 5日 発行

水道名義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジ-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		0 m ³
下水道使用水量		0 m ³

上水道料金	620 円 (税込み)
下水道使用料	628 円 (税込み)
合計金額	1,248 円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和1年 8月20日

取納代行 地銀物リ-オ-7-7 那覇市上下水道事業管理事務所
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納係

領収日 19.8.20

上地 英本 様

那覇市上下水道局 (お客様控)

充当金額

充当割合

9/10

政務活動以外の使用も含むため

経費区分 (事務所費)

管理運営費 (水道料金 R1.729月分)

1123-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号	令和1年7月分
0503-610-07	令和1年9月5日発行

水道名義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		0 m ³
下水道使用水量		0 m ³

上水道料金	620円 (税込み)
下水道使用料	628円 (税込み)
合計金額	1,248円 (税込み)

納付期限 令和1年9月20日

取納代行 地銀信託バンク 福岡支店

上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局 企画出納係

那覇市上下水道局 管理課
上地 英 彦 様

那覇市上下水道局
(公啓係宛)

1172-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号	令和1年8月分
0503-610-07	令和1年10月7日発行

水道名義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		1 m ³
下水道使用水量		1 m ³

上水道料金	675円 (税込み)
下水道使用料	628円 (税込み)
合計金額	1,303円 (税込み)

納付期限 令和1年10月21日

取納代行 地銀信託バンク 福岡支店

上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局 企画出納係

那覇市上下水道局 管理課
上地 英 彦 様

那覇市上下水道局
(公啓係宛)

1123-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号	令和1年9月分
0503-610-07	令和1年11月5日発行

水道名義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		0 m ³
下水道使用水量		0 m ³

上水道料金	620円 (税込み)
下水道使用料	628円 (税込み)
合計金額	1,248円 (税込み)

納付期限 令和1年11月20日

取納代行 地銀信託バンク 福岡支店

上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局 企画出納係

那覇市上下水道局 管理課
上地 英 彦 様

那覇市上下水道局
(公啓係宛)

充当金額

充当割合

9/10

政務活動以外の使用も含むため

経費区分 (事務所費)

管理運営費 (水道料金 R. 10月~12月分)

71192-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号	令和 1年10月分
0503-610-07	令和 1年12月 5日 発行

水道
名義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量	1 m ³	
下水道使用水量	1 m ³	

上水道料金	675 円 (税込み)
下水道使用料	628 円 (税込み)
合計金額	1,303 円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和 1年12月20日

取納代行 地籍事務所・林七 翔
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員
那覇市上下水道局企業課課長
那覇市上下水道局企業課課長
上地 英之 様
那覇市上下水道局
(公認帳簿)

72011
19.12.18
那覇市上下水道局
領収印

71123-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号	令和 1年11月分
0503-610-07	令和 2年 1月 7日 発行

水道
名義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量	0 m ³	
下水道使用水量	0 m ³	

上水道料金	620 円 (税込み)
下水道使用料	628 円 (税込み)
合計金額	1,248 円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和 2年 1月20日

取納代行 地籍事務所・林七 翔
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員
那覇市上下水道局企業課課長
那覇市上下水道局企業課課長
上地 英之 様
那覇市上下水道局
(公認帳簿)

71280
令和 20.1.10
那覇市上下水道局
領収印

71193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号	令和 1年12月分
0503-610-07	令和 2年 2月 5日 発行

水道
名義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量	1 m ³	
下水道使用水量	1 m ³	

上水道料金	687 円 (税込み)
下水道使用料	639 円 (税込み)
合計金額	1,326 円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和 2年 2月20日

取納代行 地籍事務所・林七 翔
上記のとおり領収しました。
那覇市上下水道局企業出納員
那覇市上下水道局企業課課長
那覇市上下水道局企業課課長
上地 英之 様
那覇市上下水道局
(公認帳簿)

71193
令和 20.2.5
那覇市上下水道局
領収印

充当金額
充当割合

9/10
政務活動以外の使用も含むため

経費区分 (事務所費)

管理運営費 (水道料金 令和2年2月分)

1143

1193

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号	令和2年1月分
0503-610-07	令和2年3月5日発行
水道 名義人 上原 章 様	

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジ-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量	0 m ³	
下水道使用水量	0 m ³	

上水道料金	631円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,270円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和2年3月23日

那覇市上下水道局
07368
20316
EXA YUBO
那覇市上下水道局
上地 英 様
那覇市上下水道局 (公営株)

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号	令和2年2月分
0503-610-07	令和2年4月6日発行
水道 名義人 上原 章 様	

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジ-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量	1 m ³	
下水道使用水量	1 m ³	

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,326円 (税込み)

上記の金額を納付してください。

納付期限 令和2年4月20日

那覇市上下水道局
07368
54312
20410
EXA YUBO
那覇市上下水道局
上地 英 様
那覇市上下水道局 (公営株)